

農地法第5条の規定による許可申請書

農業委員会へ提出する日

令和〇年 〇月 〇日

北海道知事様

住所 旭川市西神楽〇線〇号〇〇番地の〇

(譲渡)人・貸主

氏名 旭川 太郎

電話番号 0166-〇〇-〇〇〇〇

住所 旭川市〇条〇丁目〇番地
△△ビル 2階

(譲受)人・借主

氏名 (株) 〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

電話番号 0166-〇〇-〇〇〇〇

法人の場合は、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名

農地（採草放牧地）について、農地（採草放牧地）以外のものにするため、所有権（地上権・賃借権・使用貸借による権利・その他の使用及び収益を目的とする権利）の移転（設定）の許可を受けたいので、農地法第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

1 許可を受けようとする土地の表示及びその状況

所在地	地番	地目		面積 (㎡)	所有者 氏名	利用者 氏名	備考
		登記簿	現況				
西神楽〇線〇号	2-1	田	畑	200.00			市街化調整区域
西神楽〇線〇号	3-1	畑	畑	150.00			市街化調整区域
計		田			注「備考」欄には、市街化調整区域その他の区域の別を記載すること。 3 転用計画 (3) 転用の時期～施設の概要の計と同じ面積となること。		
		畑		350.00			
		計		350.00			
		採草放牧地					
		計		350.00			

登記事項証明書の表示と同じにする

3 転用計画 (3) 転用の時期～施設の概要の計と同じ面積となること。

2 権利を移転（設定）しようとする契約の内容

(1) 移転（設定）の時期

年 月 日 又は 許可あり次第

(2) 権利の存続期間

年 月 日から 又は 許可あり次第

年 月 日まで 又は 永久利用

(3) 一時転用については、一時転用後の契約その他の内容

(一時転用の場合の例) 降雪期の堆雪場として利用し、終了後は使用前の状態に復元する。

(4) その他

特になし

3 転用計画

(1) 転用目的

事務所及び駐車場の新設

(2) 転用事由の詳細

事業の拡大に伴って事務所の拡大が必要になったところ、現在事務所及び駐車場がある4条〇丁目ではスペースが足りていない状況にあった。そこで、西神楽〇線〇号3-2の倉庫等で利用していた土地に隣接する農地を転用して事務所及び駐車場を移設し、更なる事業の拡大を図りたい。

(3) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要

着工日は許可日以降の日付許可後ただちに着工する場合は「許可日」と記載

工事計画	令和〇年〇〇月〇〇日から 令和〇年〇〇月〇〇日まで				所要面積 (㎡)
	名称	棟数	建築面積 (㎡)	所要面積 (㎡)	
土地造成					
建築物	事務所	1	380.00	450.00	
工作物	駐車場			100.00	
	通路			100.00	
計		1		650.00	

(4) 転用の目的に係る事業又は施設の操業（利用）期間

年 月 日から

年 月 日まで 又は 工事完了から永久

4 資金調達についての計画

資金

区 分		金 額 (千円)
自己資金	預 金	5,000
	有価証券	
	現 金	
借入金	金融機関	25,000
合 計		30,000

事業費

区 分	単 価 (千円)	金 額 (千円)
土地代		5,000
施工費		25,000
住 宅		
物 置		
合 計		30,000

注1 自己資金（預金）については、残高証明書等を添付すること。

2 借入金については、借入先を明らかにするとともに融資証明書等を添付すること。

5 申請に係る農地と一体として転用事業の目的に供する農地以外の土地がある場合は、その土地の表示、状況及び転用目的に供する見込みの内容等

西神楽○線○号3-2 ○㎡（宅地） 所有者：○○ ○○ 申請地への通路

6 転用することによって付近の土地、作物、家畜等に及ぼす被害の防除施設の概要

**雨水については土地に傾斜を付け集合拵により用水路に排出する。
排水は浄化槽を設置し、処理水を用水路に排水する。**

7 その他参考となる事項

(1) 許可申請地については、土地改良事業等の農業投資が行われたもの又はその計画のあるものについては、その事業の種類、施行時期等

国営かんがい排水事業（平成15年～平成30年）

(2) 許可申請地について、都市計画の区域、地域及び地区等の決定の有無及びその内容等
 都市計画区域外・都市計画区域内 市街化区域内・市街化調整区域内
 農業振興地域外・農業振興地域内 農用地区域外・農用地区域内

- (3) 許可申請地が都市計画法による市街化調整区域内にあって、その転用行為が、同法第29条の開発許可及び同法第43条の建築許可を要しないときはその旨及びその理由、当該開発許可又は建築許可を要するときはその旨及びその理由、開発行為及び建築行為のいずれも伴わないときはその旨及びその理由

都市計画法第○条により開発許可が必要。 ←
(または、都市計画法第○条により開発許可不要。)

※旭川市地域振興部都市計画課に
確認した上で記載すること。

- (4) 転用候補地内に道路及び水路等がある場合の措置
該当なし

- (5) その他

下水については配管を設置し下水道に流すため用排水処理図面なし

8 添付する書類及び図面

- (1) 許可申請地の登記事項証明書
- (2) 許可申請地の位置及び周囲の状況を表示する図面
- (3) 許可申請地の地番、地目及び周囲の現況地目を表示する図面
- (4) 一筆の土地の一部について転用しようとする場合は、その土地を特定する実測図
(縮尺300分の1から2,000分の1程度)
- (5) 転用候補地に建設しようとする建築物又は施設の面積、位置及び施設物間の距離を表示する図面 (縮尺100分の1から2,000分の1程度)
- (6) 許可申請地に賃借権、使用貸借権、地上権、永小作権、質権及びその他の使用収益権を有する者がいる場合は、その権利者の同意を確認できる書面
- (7) 許可申請地に抵当権等が登記されている場合は、権利の抹消又はそのままの権利状態で転用目的に供することについての権利者の同意等を確認できる書面
- (8) 当該事業に関連して、盛土規制法、都市計画法、砂利採取法、その他法令の定めるところにより許認可、関係機関の議決等を要する場合において、これらを了しているときは、それを証する書面又はその写し
- (9) 当該事業に関連し、取水又は排水についての水利権者等の関係者から同意を得ているときは、それを証する書面又はその写し
- (10) 許可申請地が土地改良区の地区内にある場合は、その土地改良区の意見書
- (11) 法人又は団体にあつては、定款若しくは寄附行為の写し又は法人の登記事項証明書
(これらの書類は、農地等について権利を取得しようとする者に係るものに限る)
- (12) その他参考資料

- 9 申請書は、譲受人(借主)1人ごとに作成すること。この場合において共同で譲受けするときは、共同者全員ごととすること。
- 10 申請書及び8の(4)の実測図は、4部提出すること。ただし、申請者が2人を超える場合は、この超える人数に相当する数の申請書を加えること。
- 11 8の(4)の実測図以外の添付する書類及び図面は、2部提出すること。
- 12 大規模な転用計画の場合は、必要に応じて別紙で事業計画書等を添付すること。